

訂正公告

令和8年3月27日付けで公告した「令和8年度朝日山地森林生態系保護地域モニタリング調査」について、以下のとおり訂正する。

令和8年4月24日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男

訂正資料 仕様書

○訂正内容

【訂正前】（業務の完了）

- 10 業務の全部が完了したときは、3（4）の報告書及び電子媒体一式を添付の上、業務完了届（様式4）について、監督職員を経由して発注者に提出すること。

（守秘義務）

- 11 受注者は、東北森林管理局の許可を得ることなく、本業務の実施により得られたデータ及び成果物等を公開、あるいは他の業務に利用してはならない。
また、受注者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

（その他）

- 12 本業務の実施に当たって関係法令等への申請が必要な場合には、受注者が必要な手続きを行うこと（ただし、溪流魚調査に係る特別採捕許可申請は発注者が行う）。
また、本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

【訂正後】（旅費・交通費）

- 10 本業務の旅費交通費については、令和8年1月9日付7林整計第370号「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」及び令和8年1月13日付7東治第192号「調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱いについて」（以下、「旅費交通費等の取扱い」という。）により、積算すること（※旅費交通費の積算：旅費交通費の積算は、原則として当初設計には計上しないこととし、最終の設計変更において計上する）。

詳細は以下を参照すること。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf

(業務の完了)

- 11 業務の全部が完了したときは、3(4)の報告書及び電子媒体一式を付の上、業務完了届(様式4)について、監督職員を経由して発注者に提出すること。

(守秘義務)

- 12 受注者は、東北森林管理局の許可を得ることなく、本業務の実施により得られたデータ及び成果物等を公開、あるいは他の業務に利用してはならない。
また、受注者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

- 13 本業務の実施に当たって関係法令等への申請が必要な場合には、受注者が必要な手続きを行うこと(ただし、溪流魚調査に係る特別採捕許可申請は発注者が行う)。
また、本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。